

罪	狀	總計
	下士	六
	水兵	一七五
	火夫	三〇
	諸工	一七
	看病夫	一
	軍樂生	一
	准卒	八
	屬官	二
	技術官	五
	生徒	一
	附屬及諸備職工	一〇
	定備職工	四
總計		二六〇

第三百三十二		軍人軍屬犯罪者刑名及職務		明治十五年	
刑	名	海軍		陸軍	
		輕罪	重罪	輕罪	重罪
	下士	-	-	-	-
	水兵	九	八〇	二	-
	火夫	-	-	-	-
	諸工	-	-	-	-
	看病夫	-	-	-	-
	軍樂生	-	-	-	-
	准卒	四	四	-	-
	屬官	-	-	-	-
	技術官	-	-	-	-
	生徒	-	-	-	-
	附屬及諸備職工	二	八	-	-
	合計	一一	八四	二	一

第三百三十三		軍人軍屬犯罪者罪狀及年齡		明治十五年	
刑	名	海軍		陸軍	
		輕罪	重罪	輕罪	重罪
	下士	-	-	-	-
	水兵	二	七	-	-
	火夫	-	-	-	-
	諸工	-	-	-	-
	看病夫	-	-	-	-
	軍樂生	-	-	-	-
	准卒	-	-	-	-
	屬官	-	-	-	-
	技術官	-	-	-	-
	生徒	-	-	-	-
	附屬及諸備職工	八	三	五	一
	合計	一〇	一〇	一〇	一

第三百三十三		軍人軍屬犯罪者罪狀及年齡		明治十五年	
罪	狀	海軍		陸軍	
		輕罪	重罪	輕罪	重罪
	十五年未滿	-	-	-	-
	二十年未滿	二	五	-	-
	三十年未滿	-	-	-	-
	四十年未滿	-	-	-	-
	五十年未滿	-	-	-	-
	合計	二	五	-	-